

「容量市場業務マニュアル 追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答（案）
1	31,32	<p>（原文）「応札情報の登録にあたっては、容量市場において市場支配力を有する事業者（※1）が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格（※2）を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。」</p> <p>（修正案）削除</p> <p>（理由）第72回制度検討作業部会資料5のp.24で整理されたとおり、調達オークションでは応札する全事業者が市場支配力を有することや、短期間で参加登録から応札までおこなう特徴を踏まえ、応札価格の妥当性は価格つり上げの事後監視により確認されるものと認識している。価格つり上げの事前監視は実施しないと整理されているため、原文は削除すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正させていただきます。</p> <p>また、同様の記載がございます「容量市場 追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）」の該当箇所についても修正いたします。</p>
2	47,65	<p>発動指令電源で部分リリースの応札する場合の「応札容量[kW]」について、「容量確保契約にて契約している容量を上限として、契約容量から応札容量を差し引いた値が 1,000kW 以上となるような値」を任意に登録可能、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>マニュアルに記載の通り、部分リリースの場合「容量確保契約にて契約している容量を上限として、契約容量から応札容量を差し引いた値が 1,000kW 以上となるように1kW 単位で入力してください。なお、最終的な契約容量が 1kW から 999kW となる場合はシステム上応札できません。</p>